

建設工事入札参加資格審査基準

(目的)

- 1 この基準は、建設工事に係る競争入札参加資格審査申請を行った者に対する審査及び競争入札参加資格者名簿への登載に関し必要な事項を定めるほか、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第124条第1号の規定に基づく要件（平成6年4月県告示第340号）に定められている等級を決定する（以下「格付け」という。）基準を定めることを目的とする。

(審査)

- 2 建設工事に係る競争入札参加資格審査申請を行った者に対する審査は、規則第125条第5項に基づく事項について審査を行うこととし、審査を了した者については、工事の種類ごとに総合点数の付与を行うこととする。また、次に掲げる工事については、その種類ごとに、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「資格者」という。）に対して、第4項から第7項に定める方法により格付けを行うものとする。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項ただし書きで規定する建設業を営む者については、総合点数の付与及び格付けは行わないものとする。

土木一式工事
建築一式工事
電気工事
管工事
舗装工事

(総合点数)

- 3 資格者に付与する総合点数は、工事の種類ごとに、第1号による数値に第2号による数値を加えた点数とする。
 - (1) 法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値（当該総合評定値の算出の基となる経営事項審査を、競争入札参加資格申請書が提出された日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けたもので、直近のもの）の工事の種類ごとの数値
 - (2) 下記の技術的評価及びコンプライアンス評価について算定した数値の合計数値（主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては、技術的評価のオ及びカ、並びにコンプライアンス評価のうちウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを除いたもの。以下「発注者別評価点」という。）

① 技術的評価

- ア 西暦における偶数年の10月31日から直前2年間（以下、「審査対象期間」という。）に完成検査が終了した県発注工事の建設工事の種類ごとの工事成績（山形県建設工事成績評定要領（平成15年3月28日管第2076号）に基づく評点）から、次により算定した数値

件数	数値
1件につき	(工事成績評定点-76点) × 4点

- イ 審査対象期間における山形県優良建設工事知事顕彰の受章に応じ、次により算定した数値

回数	数値
1回につき	20

- ウ 審査対象期間における総合評価落札方式（標準型）の加算点の数値（1件の工事につき加算点が10点を越える場合にあつては、10点満点に換算した数値（端数は四捨五入））

- エ 建設工事の種類ごとに、審査対象期間における山形県建設工事成績評定要領（平成15年3月28日管第2076号）に基づく評定点のうち、監督員の「高度技術」のV E方式に係る評定点

オ 申請日の属する月の最初の日の前日（以下「審査基準日」という。）における品質管理・品質保証の国際規格である I S O 9000 シリーズの認証の取得に応じ、次により算定した数値

数値
20

※1 建設分野に係る認証に限る。

※2 (財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関により認定されている審査登録機関による認証に限る。

カ 法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書（当該総合評定値の算出の基となる経営事項審査を、競争入札参加資格申請書が提出された日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けたもので、直近のもの）の一級の技術職員数に応じ、次により算定した数値

人数	数値
2人につき	1

※加点は最大30点とする。

② コンプライアンス評価

I 法令の遵守状況

ア 審査基準日から直前2年間（以下、「直前2年間」という。）における山形労働局長からの労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）又は最低賃金法（昭和34年法律第137号）に違反するとする通報に応じ、次により算定した数値（労働災害関係及び賃金不払いについては除く。）

違反回数	数値
1回につき	-10

イ 審査対象期間における山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置に応じ、次により算定した数値

期間	数値
指名停止期間の合計が6ヶ月までの部分： 1ヶ月につき	-10
指名停止期間の合計が6ヶ月を越える部分： 1ヶ月につき	-20

※ 1ヶ月未満の端数がある場合は、それを1ヶ月とする。

ウ 審査基準日から直前3年間における山形県公安委員会から委託を受けて(財)山形県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」受講者の審査基準日の在籍者数に応じ、次により算定した数値

数値
5

II 環境保全に関する対策

エ 審査基準日における環境経営の国際規格である I S O 14000 シリーズの認証取得、もしくは、環境経営の国内規格であるエコアクション21の取得に応じ、次により算定した数値

環境規格	数値
ISO 14001 シリーズ	20
エコアクション 21	10

※1 建設分野に係る認証に限る。

※2 ISO 14000 シリーズは(財)日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関により認定されている審査登録機関による認証に限る。

※3 両方を取得している場合には、ISO を優先とし、重複加算は行わない。

III 労働安全衛生への取組み

オ 直前2年間に於ける県が指定する労働安全衛生に関する講習等受講者の、審査基準日の在籍者数に応じ、次により算定した数値

人数	数値
1人につき	2

※1 加点は最大10点とする。

※2 県が指定する労働安全衛生講習とは、下表のとおりとする。

講習名
職長・安全衛生責任者教育
車両系建設機械（整地）安全衛生教育（定期）
安全管理者選任時研修
職長等安全衛生教育（初任時）
職長等教育（リスクアセスメント）追加補講
安全衛生推進者養成講習
安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育
労働安全衛生マネジメントシステムリスクアセスメント実務研修会
新入社員雇入時安全衛生教育

IV 労働者福利厚生への取組み

カ 審査基準日における障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号、以下「障害者雇用促進法」という。）第43条に基づく法定雇用率の達成（常用雇用労働者数が55人以下の企業にあっては、障害者雇用促進法第2条に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を1人以上雇用）状況に応じ、次により算定した数値

数値
4

※1 常用雇用労働者数が56人以上であって、法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数が55人以下の場合は、障害者を1人以上雇用している場合に加点する。

※2 特例子会社の適用を受ける企業の関係子会社である場合は、当該関係子会社で障害者を1人以上雇用している場合に加点する。

キ 審査基準日において次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行っていること、又は、就業規則において育児休業制度を規定していること（常時雇用労働者数が101人以上の企業については、いずれの要件も満たしていること）について、次により算定した数値

数値
2

ク 審査基準日において就業規則や労使協定等により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていることについて、次により算定した数値

数値
2

ケ 直前2年間における「山形県ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰」の受賞、又は、審査基準日における「男女いきいき・子育て応援宣言企業」としての登録状況に応じ、次により算定した数値

数値
2

※ いずれかに該当する場合に加点とし、両方に該当する場合も2点とする。

コ 直前2年間における「建設雇用改善優良事業所」としての表彰について、次により算定した数値

数値
4

※ 厚生労働大臣表彰又は山形県知事感謝状に限る。

V 地域における社会貢献活動

サ 直前2年間における、企業としての地域貢献活動の状況に応じ、次により算定した数値

地域貢献活動	数値
① 災害時の対応	8
② 公共施設の維持管理（アとイは重複不可） ア 「山形県マイロードサポート事業」又は「山形県ふるさとの川アダプト事業」	6
イ ア以外により実施した道路・河川・海岸・公園及びその付帯施設等にかかる清掃美化・除草・支障木伐採・剪定・植栽・除雪のボランティア活動	4
③ その他の地域貢献活動（別表左欄に掲げる活動であって同表右欄の判断基準を満たすものに限る。）	2

※ ②のアとイは重複して加点しない。

※ 地域貢献活動の内容については、下記の基準により加点の可否を審査する。

- ① 従業員の個人的活動ではなく、企業活動の一環として組織的に実施したものであること
- ② 請負契約、注文等に基づく活動ではなく、自主的な非営利の活動であること
- ③ 活動内容が客観的に確認・証明できること

VI その他

シ 経営革新への取組みについて、次により算定した数値

経営革新への取組み	数値
① 審査基準日の直前4年間に、新たに新分野に進出した場合	5
② 直前2年間に、山形県建設産業新分野進出優良事例顕彰を受章した場合	5
③ 審査基準日に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条に基づく経営革新計画の承認を受けている場合（①と③は重複不可）	5

※ 新たに新分野に進出した場合は、下記の要件を全て満たしていること。

- ① 直前2年間に500万円以上の支出を行っている。
- ② 県内に主たる営業所を有する事業者（個人事業者を含む）が新分野に進出した、または、単独又は共同出資により、県内に商業登記簿上の本店を置く新分野の会社を設立した。

ス 審査基準日において、下記の全ての基準を満たしたと認められる下請代金の支払いに関する社内規則等を定め、かつ、直前2年間に現金払い（手形併用の場合は現金割合60%以上、手形期間60日以内）であって部分払い又は完成払いの支払いまでの期間が1ヶ月以内の下請契約の実績があることについて、次により算定した数値

下請代金の支払いの基準
○ 発注者又は下請契約における注文者から前払金あるいは中間前払金の支払いを受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工事の着手に必要な費用を前払い金として支払うこと
○ 発注者又は下請契約における注文者から部分払及び完成払いの支払いを受けたときは1か月以内で、できる限り短い期間内に、下請に対して出来高部分に相応する金額を支払うこと
○ 原則現金払。やむを得ず手形併用の場合は、現金の割合が60%以上、手形期間が60日以内であること
○ 工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金額を変更する必要があるときは、適宜、変更の措置をとること
○ 下請工事に必要な資材を、下請契約における注文者から購入させる下請契約を締結したときは、その工事の下請代金の支払期日より前に、その工事に使用する資材の代金の支払いを求めないこと（正当な理由のある場合を除く。）
○ 下請契約における注文者が特定建設業者の場合は、完成払いについては、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内で、できる限り短い期間に支払う

数値
5

セ 直前2年間に卒業した新規学卒者を採用し、審査基準日で常用雇用している者の人数に応じて、次により算定した数値

人数	数値
1人につき	5

※ 加点は最大10点とする。

（格付けの基準）

4 格付けを行う工事の等級の区分については、次の各号のとおりとする。

（1） 土木一式工事

等級	県内建設業者	県外建設業者
A	総合点数が920点以上の者で、特定建設業の許可を有し、1級の技術者が6名以上で	総合点数が1,070点以上の者で、特定建設業の許可を有する者

	ある者	
B	総合点数が770点以上の者で、特定建設業の許可を有し、1級の技術者が2名以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)	総合点数が890点以上の者で、特定建設業の許可を有する者 (ただしAに格付けされた者は除く)
C	総合点数700点以上である者 (ただしA又はBに格付けされた者は除く)	総合点数750点以上である者 (ただしA又はBに格付けされた者は除く)
D	総合点数が699点以下である者	総合点数が749点以下である者

(注) (イ) 特定建設業の許可を有するとは、法第3条第1項第2号に掲げる者が同項の許可を受けていることをいう(以下同じ。)

(ロ) 1級の技術者とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士及び技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格したものとする。

(ハ) 特定建設業の許可の有無及び1級の技術者の人数の把握は、第3項第1号に規定する経営事項審査の審査基準日現在で行うものとする(以下同じ。)

(2) 建築一式工事

等級	県内建設業者	県外建設業者
A	総合点数が900点以上の者で、特定建設業の許可を有し、1級の技術者が5名以上である者	総合点数が1,020点以上の者で、特定建設業の許可を有する者
B	総合点数が790点以上の者で、特定建設業の許可を有し、1級の技術者が1名以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)	総合点数が980点以上の者で、特定建設業の許可を有する者 (ただしAに格付けされた者は除く)
C	総合点数が680点以上である者 (ただしA又はBに格付けされた者は除く)	総合点数が760点以上である者 (ただしA又はBに格付けされた者は除く)
D	総合点数が679点以下である者	総合点数が759点以下である者

(注) 1級の技術者とは、1級建築士及び1級建築施工管理技士とする。

(3) 電気工事

等級	県内建設業者	県外建設業者
A	総合点数が810点以上の者で、特定建設業の許可を有し、1級の技術者が2名以上である者	総合点数が1,130点以上である者
B	総合点数が690点以上の者で、1級の技術者が1名以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)	総合点数が920点以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)
C	A又はBに該当しない者	総合点数が919点以下である者

(注) 1級の技術者とは、1級電気工事施工管理技士及び技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)に合格した者とする。

(4) 管工事

等級	県内建設業者	県外建設業者
A	総合点数が800点以上の者で、特定建設業の許可を有し、1級の技術者が2名以上である者	総合点数が1,140点以上である者
B	総合点数が670点以上の者で、1級の技術者が1名以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)	総合点数が940点以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)
C	A又はBに該当しない者	総合点数が939点以下である者

(注) 1級の技術者とは、1級管工事施工管理技士及び技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。)、上水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)に合格した者とする。

(5) 舗装工事

等級	県内建設業者	県外建設業者
A	総合点数が890点以上の者で、1級の技術者が6名以上である者	総合点数が1,030点以上である者
B	総合点数が730点以上の者で、1級の技術者が2名以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)	総合点数が830点以上である者 (ただしAに格付けされた者は除く)
C	A又はBに該当しない者	総合点数が829点以下である者

(注) 1級の技術者とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士及び技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)に合格した者とする。

(営業年数1年未満の者の格付け)

- 5 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の審査基準日において営業年数が1年未満である者(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年1月31日国土交通省告示第85号)第一第四項第2号(一)ただし書きにより営業年数を零年とされた者を除く。)については、前項の規定にかかわらず、最下等級の等級とする。

(官公需適格組合の格付け)

- 6 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づく設立認可を受けた建設業関係事業協同組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合については、別に定める特例審査基準の適用を受ける場合は、当該基準により総合点数の算定及び格付けを行う。

(共同企業体の審査等)

- 7 山形県建設工事共同企業体運用基準(平成16年4月1日建企第6号、以下「運用基準」という。)に定める特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体についての取り扱いは次のとおりとする。
- (1) 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の審査、総合点数の算定及び格付けについては、運用基準第4に定める方法により行うものとする。
 - (2) 経常建設共同企業体の構成員は、経常建設共同企業体の競争入札参加資格を有する業種の工事について、単体企業としての競争入札参加資格を失う。
 - (3) 経常建設共同企業体を解散したときは、次の(イ)から(ハ)により単体企業としての競争入札参加資格を取得する。この場合、当該単体企業の入札参加申請の際の総合評定値及び発注者別評価点により総合点数を付与し、格付けを行う。
(イ) 西暦における奇数年の4月1日から同8月10日までの間に解散し、届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌々年の3月31日まで

- (ロ) 西暦における奇数年の8月11日から同11月15日までの間に解散し、届出をした者 届出後の最初の4月1日からその翌年の3月31日まで
- (ハ) 西暦における奇数年の11月16日から翌年の8月10日までの間に解散し、届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌年の3月31日まで

(資格者名簿への登載)

- 8 資格審査の結果は競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。この場合、資格者名簿に登載した者に対し、その旨及び格付けを行った等級等を通知するものとする。

(資格者名簿への不登載)

- 9 審査申請書の記載内容に重大な虚偽がある場合は、その者を資格者名簿へ登載しないものとする。

(名簿登載後の等級の変更)

- 10 資格者名簿登載後の等級の変更又は総合点数の変更は、次の各号に掲げる場合を除き、行わないものとする。
- (1) 関係書類の虚偽記載等により許可行政庁から経営事項審査の再審査を求められ、再計算の結果において総合評定値が減点となる場合
 - (2) 合併会社又は事業協同組合が、別に定める資格審査の特例基準の適用を受ける場合
 - (3) 資格者名簿登載後に建設業の許可業種又は法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けた業種を追加した場合。この場合、追加があった業種についてのみ等級及び総合点数を付与することとし、それ以外の業種については変更を行わない。また、発注者別評価点については、名簿登載時に第3項第2号により算定した数値を用いるものとする。
 - (4) 建設業の許可区分に変更があった場合。この場合、等級は変更するが、総合点数の変更は行わない。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者が、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受ける場合（この場合、第3項第2号において算定した数値の合計数値の変更は行わない。）

- 10の2 第10項第3号及び第10項第4号に係る等級の変更又は総合点数の変更は、次の各号により行うこととする。

- (1) 西暦における奇数年の4月1日から同8月10日までの間に届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌々年の3月31日まで
- (2) 西暦における奇数年の8月11日から同11月15日までの間に届出をした者 届出後の最初の4月1日からその翌年の3月31日まで
- (3) 西暦における奇数年の11月16日から翌年の8月10日までの間に届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌年の3月31日まで

(資格者名簿からの削除)

- 11 資格者名簿に登載された後、次の各号に掲げる事項の一に該当することとなった者がある場合は、資格者名簿からその者を削除するものとする。
- (1) 資格者名簿に登載されている個人が死亡したとき
 - (2) 法人が合併により消滅したとき
 - (3) 法人が破産以外の事由により解散したとき
 - (4) 廃業したとき
 - (5) 競争入札参加資格を辞退したとき
 - (6) その他、参加資格を失ったと認められるとき

(資格の承継)

- 12 資格者名簿に登載された後、個人が法人を設立したとき又は法人が合併したとき（登載されていない法人が存続した場合も含む。）等の場合で営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行う承継

者があると認められるときは、その承継者を資格者名簿に登載することができるものとする。

(名簿登載後の変更の届出)

- 13 資格者名簿登載後に、商号名称、住所等の名簿登載事項に変更があった場合は、県内に主たる営業所を有する資格者は各総合支庁（分庁舎を含む。）に、県外に主たる営業所を有する資格者は、県土整備部建設企画課に、遅滞なく届出るものとする。

(設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料の競争入札参加資格者名簿登載者への準用)

- 14 設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料競争入札参加資格者名簿に登載されている者についても、本基準に準じた取扱いとする。ただし、設計・測量・調査・コンサルタントの競争入札参加資格者名簿に登載された技術者数にかかる変更については、規則第125条第4項第3号に定める期間に届出るものとする。

(基準に定めのない事項)

- 15 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

- 1 建設工事入札参加資格審査基準（平成5年5月1日制定）を全部改正し、平成7年5月1日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成10年8月11日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成15年3月17日から施行し、平成15・16年度建設工事入札参加資格者名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21・22年度の名簿に係る審査から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年11月4日から11月17日に申請をした者について、平成20年11月18日から12月31日までに、新たに第3項第2号のいずれかに該当することとなった場合は、直前2年間又は審査基準日に該当していたものとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23・24年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成23年8月1日から施行し、同日以降の平成23・24年度の名簿に係る審査から適用する。

【別表】 その他の地域貢献活動で加点とする事例

活動内容	判断基準
ボランティア	直前2年間に県内に所在する保育所・幼稚園・小中学校・福祉施設・地区集会所のいずれかを対象として実施した活動であって、活動内容が清掃・除草・剪定・植栽・除排雪・軽補修のいずれかであること 直前2年間に市町村や社会福祉協議会のボランティアに応募し又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅の除排雪
消防団協力事業所	審査基準日時点で有効な市町村又は消防庁による消防団協力事業所の認定がある
災害訓練への参加 (水防団活動を含む)	直前2年間に国・地方公共団体等が実施したもので、実施場所が県内であるもの。
インターンシップ・ 職場体験学習の受入れ	直前2年間に受入れたものであって、受入れ対象が県内に在住又は通学する生徒・学生であること。
協力雇用主としての 活動	「協力雇用主」として保護観察所に登録し、直前2年間に事業所見学会の受入れ、職場体験講習の受入れ、「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）のいずれかを行った場合。
寄付・寄贈（2年間で20万円以上）	直前2年間の寄付・寄贈額が20万円以上であって、寄付・寄贈先が県（やまがた社会貢献基金を含む）、県内市町村又は保育所・幼稚園・小中学校・社会福祉法人・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO）・公益財団法人・公益社団法人（特例民法法人、一般財団法人・一般社団法人で公益事業を行っているものを含む。）・更生保護法人であって県内に拠点があるもの。 （ただし、寄付・寄贈先が政治団体、宗教団体、建設業関係の業界団体又はこれらに類するものである場合を除く）